

検討すべき課題に対する 方針案等について

令和 7 年 2 月 6 日



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

令和 7 年度以降の外国人支援コーディネーター養成研修の対象者等について (案)

令和 7 年度及び令和 8 年度の外国人支援コーディネーター養成研修（以下「養成研修」という。）は、下記 1 のとおり実施する。下記 1 以外の事項は、令和 6 年 3 月、外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会作成の「外国人支援コーディネーター養成の在り方等について（検討結果報告書）」に基づき実施する。

また、令和 9 年度以降の養成研修の対象者等については、下記 2 のとおりとする。

記

1 令和 7 年度及び令和 8 年度の養成研修

(1) 養成研修の対象者

現に、地方公共団体又はその委託等を受けた機関が運営する外国人向けの相談窓口（注）において、自らが相談対応者又は相談対応者に対して助言・指導する立場の者として外国人からの相談対応業務に従事している者であって、上記相談窓口等において、相談対応業務に一定期間従事した実務経験を有することが客観的に確認できる者とする。

（注）在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等に関し、通年で、情報提供及び相談を無償かつ多言語で行うワンストップ型の相談窓口であり、受入環境整備交付金の交付の有無は問わない。原則、週 5 日以上開設を想定。

(2) 養成研修の回数及び定員

養成研修は、年に 2 回実施する。

1 回の定員は、60 名とする。

(3) 受講生の募集・決定

ア 受講生の募集受付

全国の地方公共団体に募集を行う。

また、募集を行う際には、受入環境整備交付金の交付を受けている一元的相談窓口（以下「一元的相談窓口」という。）の職員を優先することを明確に示すこととする。

なお、令和6年度に、一元的相談窓口の受講生がいなかった県（注）の地方公共団体に対しては、個別に働きかけを行う。

（注）秋田県、~~山形県~~、福島県、群馬県、滋賀県、~~兵庫県~~、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の一元的相談窓口

イ 受講生の決定方法

受講生は、次の優先順位に基づいて決定する。

決定に当たっては、相談件数等を参考にするほか、特定地域への偏在防止に努めるものとする。

- ① 受講生認証された者がいない都道府県の一元的相談窓口の職員
- ② 受講生認証された者がいない一元的相談窓口の職員
- ③ 受講生認証された者がいない都道府県で、受入環境整備交付金の交付を受けていない外国人相談窓口の職員
- ④ 受講生認証された者が1名しかいない一元的相談窓口の職員
- ⑤ 受入環境整備交付金の交付を受けておらず、かつ受講生認証された者がいない外国人相談窓口の職員
- ⑥ 受入環境整備交付金の交付を受けておらず、かつ受講生認証された者が1名しかいない外国人相談窓口の職員

（注）「認証された者」には、既に外国人支援コーディネーターとして認証されている者のほか、現に養成研修に参加している受講生で、認証されることが見込まれる者を含むものとする。

（4）養成研修の実施方法

ア 養成課程①

各年度第1回は6月頃、第2回は8月頃から開始し、受講生は、各自において科目群AからEの順番に講義動画を視聴することにより受講する。

イ 実践

各年度第1回は9月頃、第2回は11月頃から開始し、受講生が所属する職場等において行う。

ウ 養成課程②

各年度第1回は12月頃、第2回は2月頃実施する。

研修会場は、地方から参加する受講生の交通の利便性や研修の円滑かつ確実な実施に適した会場であるか等を考慮して決定する。

2 令和9年度以降の養成研修の対象者等

（1）養成研修の対象者

上記1（1）のほか、外国人からの相談に対応する民間団体等の職員とす

る。

民間団体等の具体的対象については、外国人支援コーディネーターに寄せられる相談の内容や傾向、相談者の在留資格、外国人支援コーディネーターと関係機関との連携状況等を踏まえて令和８年度に決定する。

（参考）必要に応じて、一元的相談窓口や外国人支援コーディネーターにアンケート調査を行う。

（２）受講生の決定方法

養成研修の受講応募者が増大することを踏まえ、受講生決定の明確な基準を設けることとし、令和８年度に決定する。

また、一元的相談窓口と民間団体等の受講生の比率についても、一元的相談窓口の業務状況や上記（１）も踏まえて決定する。

（３）研修規模

令和９年度以降の受講生の定員拡大を目指し、講師の確保に努めていくとともに、養成研修の実施回数を増やすことについて検討を行う。

また、中長期的な養成研修の運営の在り方等について検討を行う。

修了者を対象としたフォローアップ研修等の実施について（案）

認証された外国人支援コーディネーターについては、「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等について（検討結果報告書）」において、「外国人支援コーディネーター同士が交流し、知識をアップデートするとともに、横のつながりの強化に資するものとして、令和 7 年度（2025 年度）以降、事例研究会等を開催することとし、令和 6 年度（2024 年度）に、その運用について検討する。」こととしている。具体的には、「当面は、出入国在留管理庁において、修了者を対象とした入管法の知識のアップデート及び修了者の横のつながりを強めるための研修会等を実施」することとし、「事例研究会の方法や内容については、個人情報の取扱いや守秘義務、人的リソース、必要な経費等を考慮した上で、修了者のニーズや現場の意見・課題等も踏まえて検討する。」こととしている。

これを踏まえ、令和 7 年度におけるフォローアップ研修等について、下記のとおり実施する。

記

1 令和 7 年度におけるフォローアップ研修

（1）開催時期

令和 7 年度下半期

（2）開催形式

オンライン

（3）対象者

外国人支援コーディネーターのうち参加を希望する者

（4）内容

~~ア 入管法等の講義~~

~~講義の内容（例）は、以下のとおりとし、講師は当庁職員とする。~~

~~① 外国人の入国・在留状況等~~

~~外国人入国者数、在留外国人数、被退去強制者数、難民認定者数等~~

~~② 入国・在留手続の変更点・留意点等~~

~~基準省令、通達の改正等~~

~~③ 共生社会実現のための取組~~

~~ロードマップ、総合的対応策、その他これらに関連する具体的取組等~~

~~④—その他参考となる取組等~~

~~導入を検討している制度、取組等~~

ア 講義

外国人支援コーディネーターが養成研修で学んだ科目群Eの各種制度等について重要な制度改正等があった場合は、入管庁ほか関係省庁職員が講義を行う。

このほか入管法等については、外国人の入国・在留状況や入国・在留手続の変更点等について当庁職員が講義を行う。

イ 意見交換会

外国人支援コーディネーター同士の横のつながりを強化するため、参加者に、相談内容の傾向や地域特有の事情・取組（関係機関との連携構築等）、共生施策の課題等を発表してもらい、参加者同士による意見交換会を実施する。

ウ 質疑応答

入管法等の質疑応答

（注）アについては録画を行い、参加できなかった外国人支援コーディネーターが視聴できるようにする。

2 事例研究検討会

令和7年度は、令和6年度に養成研修を修了し、職場等において一定程度相談業務に従事した外国人支援コーディネーターに対して、事例研究検討会の要否（必要性、開催した場合の参加の可否）、開催時期・時間・場所・形式（対面、オンライン）、事例研究検討会で取り上げる事例のテーマ（入管関係、労働関係、教育関係等）等についてアンケート調査を行い、その調査結果や課題等を踏まえ、令和8年度以降の実施を目指して検討する。

外国人支援コーディネーターの活動を周知するための取組実施基本方針（案）

1 趣旨・背景

「外国人支援コーディネーターの育成・認証」については、令和 6 年度から、外国人支援コーディネーター養成研修（以下「養成研修」という。）を実施し、認証していくこととしている。

そのため、認証された外国人支援コーディネーターの存在を知ってもらうほか、今後の養成研修の受講生の確保に向け、より効果的に外国人支援コーディネーターの活動の周知に取り組んでいく必要がある。

2 外国人支援コーディネーター及びその活動の紹介

（1）外国人支援コーディネーター所属機関リスト

外国人支援コーディネーターについて、特に、困りごとを抱えた在留外国人の相談先としての認知度を高めるため、外国人支援コーディネーター及び所属機関の同意を得た上で、外国人支援コーディネーター所属機関リスト（以下「リスト」という。）を入管庁HPに公開する。

ア 掲載内容

リストに掲載する内容は、外国人支援コーディネーターの所属機関、所属機関が所在する地域ブロック、都道府県・市区町村等及び所属機関別人数とし、外国人支援コーディネーターの個人名は公開しない。

（注）外国人支援コーディネーターの個人名の公開は、相談窓口利用者の利便性向上などの利点もあることから、養成研修の受講対象者を民間企業・団体に広げた際には、外国人支援コーディネーターの意見等を踏まえ、改めて、可否を含めてその在り方を検討するものとする。

イ 実施方法

入管庁は、外国人支援コーディネーター及び所属機関に対し、上記アの内容を記載したリストを入管庁HPに掲載することについて同意の有無を確認する。

同意が得られた場合には、掲載内容の誤りがないかを外国人支援コーディネーター及び所属機関に確認した上で公開する。

ウ リストの更新

入管庁は、養成研修ごとに新たな外国人支援コーディネーターが生まれること、転職や退職等により所属機関に変更が生じること、また、外国人

支援コーディネーターとしての活動を行わなくなる等の事情が発生することを踏まえ、年に一回リストの更新を行う。

更新は、毎年度**未初め**に行うこととし、入管庁が外国人支援コーディネーター及び所属機関に対して確認を行い、必要な更新を行うこととする。

(2) 外国人支援コーディネーターの活動事例

外国人支援コーディネーターについて、特に困りごとを抱えた在留外国人の相談先としての認知度を高めるほか、活動内容について認知度を高め外国人支援コーディネーター養成研修の受講生を確保するため、入管庁HPに外国人支援コーディネーターの活動事例を掲載する。

ア 事例の収集方法

入管庁が、外国人支援コーディネーターに対して、日々の取組や活動を随時メール等で募集する。

また、必要に応じて、外国人支援コーディネーターへのインタビュー等、情報収集を行う。

イ 掲載する内容

原則、外国人支援コーディネーターが所属機関において行った相談対応支援及び予防的支援の活動の概要とするが、具体的な相談内容や個人情報掲載せず、掲載の判断及び掲載のために必要な修正は入管庁において行うものとする。

ウ 掲載時期・更新頻度

令和7年10月頃をめどに掲載を開始する。以後、概ね6か月ごとに新規の事例を掲載するなど、掲載内容の見直しを行う。

エ 募集時の活用

令和8年度に実施する外国人支援コーディネーター養成研修の募集に当たっては、活動事例についても紹介する。

3 各種イベント等様々な機会を通じた周知

外国人支援コーディネーターについて、社会一般に周知し、外国人支援コーディネーター制度の内容と意義について認知度を高めるため、次の取組を実施する。

(1) 説明会等

入管庁が参加する集住都市会議、多文化共生地域会議をはじめとする説明会、会議、各種講演会、関係者ヒアリング等において、「外国人支援コーディネーターの育成・認証」の制度、養成研修の内容、実際の活動状況等について積極的に周知を行う。

また、必要に応じて、入管庁から地方公共団体向け説明会等を実施する。

(2) HP・SNS等

入管庁HP及びSNS（X、Facebook、Instagram、YouTube）、メール配信サービス、マスメディア、**外国人コミュニティ・メディア（エスニック・コミュニティ・メディア）**、関係機関が発行する機関誌等を活用し、「外国人支援コーディネーターの育成・認証」の制度等について周知を行う。

(3) その他

上記（1）及び（2）に加え、様々な機会を捉えて周知を行う。